

第 111 回プリオン専門調査会
「I. 背景 (案)」

1 I. 背景

2 1. はじめに

3 1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数の牛海綿状
4 脳症 (BSE) が発生し、1996 年には、世界保健機関 (WHO) 等において BSE
5 の人への感染が指摘された。一方、2001 年 9 月には、日本国内において初の
6 BSE の発生が確認された。こうしたことを受けて、日本では 1996 年に反す
7 う動物の組織を用いた飼料原料について反すう動物への給与を制限する行政
8 指導を行い、2001 年 10 月に全ての動物由来たん白質の反すう動物用飼料へ
9 の使用を禁止するなど、これまで、国内措置及び国境措置から成る各般の BSE
10 対策を講じてきた。

11 本評価の対象である米国、カナダ及びアイルランド (以下、「当該 3 か国」
12 という。) から輸入される牛肉及び牛の内臓 (以下、「牛肉等」という。)
13 については、BSE の発生を踏まえ、それぞれ 2003 年 12 月、2003 年 5 月及
14 び 2000 年 12 月に輸入が禁止された。

15 米国及びカナダから輸入される牛肉等について、食品安全委員会は、2005
16 年 5 月に厚生労働省及び農林水産省からの評価要請を受けて、「米国・カナ
17 ダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国
18 の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る食品健康
19 影響評価 (2005 年 12 月)」を取りまとめ、米国及びカナダからの輸入牛肉
20 等と国内の牛肉等 (20 か月齢以下を検査) の BSE リスクの同等性について
21 評価を行った。さらに、2011 年 12 月に厚生労働省からの評価要請を受けて、
22 「牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価 (2012 年 10
23 月)」を取りまとめ、「輸入月齢の規制閾値を 30 か月齢とした場合のリスク」
24 及び「SRM の範囲を変更した場合のリスク」について評価を行った。

25 アイルランドから輸入される牛肉等について、食品安全委員会は、2013 年
26 4 月に厚生労働省からの評価要請を受けて、「アイルランドから輸入される牛
27 肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価 (2013 年 10 月)」を取りまとめ、
28 「輸入月齢の規制閾値を 30 か月齢とした場合のリスク」及び「SRM の範囲
29 を変更した場合のリスク」について評価を行った。

30 これらの評価を踏まえ、厚生労働省は、米国、カナダ及びアイルランドか
31 ら輸入される牛肉等の輸入を一定の条件の下で再開した。

32 なお、これまで食品安全委員会は、厚生労働省からの評価要請を受けて、
33 当該 3 か国に加え、フランス、オランダ、ポーランド、スウェーデン、ノル
34 ウェー、デンマーク、スイス、リヒテンシュタイン、イタリア、オーストリア
35 及び英国から輸入される牛肉等についても同様の食品健康影響評価を取り
36 まとめている (2013 年 10 月から 2018 年 2 月まで)。

37 本評価の対象となる諮問事項「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制
38 閾値を引き上げた場合のリスク」は、当該 3 か国を含む上記の国から輸入さ

「I. 背景 (案)」

1 れる牛肉等について、「輸入月齢の規制閾値を 30 か月齢とした場合のリスク」
2 及び「SRM の範囲を変更した場合のリスク」に係る評価要請と合わせて厚生
3 労働省から要請があったものである（米国・カナダは 2011 年 12 月、アイル
4 ランドは 2013 年 4 月）。

5 2017 年 4 月、厚生労働省から、当該 3 か国を含む上記の国（英国を除く）
6 から輸入される牛肉等について、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規
7 制閾値を引き上げた場合のリスク」に関する評価を進めるよう改めて要請が
8 あった。これを受けて、食品安全委員会は、2017 年 5 月、評価に当たり必要
9 となる情報の提出を厚生労働省に依頼した。今般、米国、カナダ及びアイル
10 ランドに関する情報が提出されたことから、当該 3 か国から輸入される牛肉
11 等に係る食品健康影響評価を取りまとめた。

12
13 **2. 諮問の背景**

14 厚生労働省から評価要請のあった 2011 年 12 月時点において、日本では
15 2001 年に法に基づく BSE 対策が開始されてから約 10 年が経過していたこと
16 から、その対策の効果、国際的な状況の変化等を踏まえ、国内の検査体制、
17 輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づ
18 き再評価を行うことが必要とされていた。

19 また、国際的な基準である国際獣疫事務局（OIE）が定める基準よりも高い
20 水準の措置を維持する場合には科学的な正当性を明確化する必要があった。

21
22 **3. 諮問事項**

23 厚生労働省からの諮問事項及びその具体的な内容は、以下のとおりである
24 （2011 年 12 月及び 2013 年 4 月の評価要請から該当箇所を抜粋し、まとめた）。

25
牛海綿状脳症（BSE）対策について、以下の措置を講ずること。
○米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓につい
て、輸入条件の改正。

（具体的な諮問内容）

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

○国境措置（米国、カナダ及びアイルランド）

国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30 か月齢）を引き上げ
た場合のリスクを評価。